

# 業務委託契約書

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

- 委託業務の名称 沖縄県本庁舎及び知事公舎敷地内植栽管理業務
- 履行期間 着手 令和8年 月 日  
完了 令和9年 3月31日
- 実施場所 那覇市泉崎1-2-2（沖縄県本庁舎）  
那覇市寄宮1-7-1（沖縄県知事公舎）
- 契約金額 ￥ ー  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、￥ ー）  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので契約金額の110分の10を乗じて得た額である。
- 契約保証金 沖縄県財務規則第101条による

## （総則）

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約金額をもって「沖縄県本庁舎及び知事公舎敷地内植栽管理業務（以下「委託業務」という。）」を完了しなければならない。

- 前項の仕様書に明記されていない仕様がある場合には、委託者（以下「甲」という。）と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

## （業務責任者、業務工程表）

**第2条** 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務責任者を定め、甲に通知するものとする。

- 乙は、契約締結後、速やかに業務工程表を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

## （権利、義務の譲渡等の禁止）

**第3条** 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

## （再委託等の禁止）

**第4条** 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。

**(委託業務の調査報告)**

**第5条** 甲は、必要と認める場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

**第6条** 甲は、必要と認める場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合には、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項により乙が損害を受けた場合は、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は甲乙協議して決める。

**(損害賠償)**

**第7条** 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

**(業務報告及び検査)**

**第8条** 乙は、仕様書に定めるとおり、遅滞なく業務報告書（成果報告書）及び仕様書に定める書類等を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務報告書（成果報告書）及び仕様書に定める書類等を受理したときは直ちに検査を行わなければならない。

**(契約金額の支払い)**

**第9条** 乙は、前条第2項の規定による検査が終了した場合には、甲に対して契約金額の支払いを翌月末までに請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

**第10条** この契約の契約金額の支払いは、次のとおりとする。

年額 ￥ ー

月額 ￥ ー

**(甲の解除権)**

**第11条** 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき

(2) 乙の責に帰すべき事由により委託業務を完成する見込みがないと認められるとき

(3) 第3条から第5条までの規定に違反したとき

(4) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに

認められるとき

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の定めにより、当該契約を解除する場合は、損害賠償金として未済額分の100分の10を甲に納入しなければならない。

**第12条** 甲は、前条に規定する場合のほか、必要がある場合には、契約を解除することができる。

2 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けた場合には、甲は、その損害を賠償しなければならない。

#### （乙の解除権）

**第13条** 乙は、次の各号に該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 第6条に基づく業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少した場合

(2) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完成することが不可能となった場合

2 前項の規定により契約を解除した場合には、前条第2項の規定を準用する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第 14 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法の遵守及び調査)

第 15 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託業務上に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(完了報告)

第 17 条 乙は、委託業務がすべて終了したときは、速やかに業務完了報告書（成果報告書）を甲に提出しなければならない。

(補則)

第 18 条 この契約事項及び契約外事項について疑義が生じた場合、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し当事者の記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

(甲) 委託者

住 所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号  
名 称 沖縄県  
代表者 沖縄県知事 玉城 康裕 印

(乙) 受託者

住 所  
名 称  
代表者 印